

鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市が発注する物品の購入、売払い、修繕若しくは賃貸借、製造の請負又は業務の委託の契約（建設工事に附帯する契約を除く。以下「物品購入等の契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者の資格審査について必要な事項を定めるものとする。

2 前項の業務の委託の対象となる業務は、次に掲げる業務とし、その種類については、市長が別に定めるものとする。

- (1) 建物の管理業務
- (2) 警備又は受付業務
- (3) 設備の点検又は保守業務
- (4) 屋外施設の清掃業務
- (5) 緑地の管理業務
- (6) 防虫又は消毒業務
- (7) 調査業務（建設工事に附帯するものを除く。）
- (8) 広告又は催物請負業務
- (9) 情報処理業務

(申請書の提出)

第2条 物品購入等の契約に係る入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に、関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出は、次項に規定するものを除くほか、3年度に1回行う定時受付又はその年度の翌年度及び翌々年度にそれぞれ1回行う追加受付において行うものとし、申請書の受付の時期、場所及び方法等をあらかじめ公告するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定により公告された申請書の提出の時期を経過した後においても申請書を提出させることができるものとする。

- (1) 合併、分割又は営業譲渡等により営業の権利義務を承継した法人が第6条の規定により入札に参加する資格があると認められていないとき
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき

(欠格事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、物品購入等の契約に係る入札に参加する資格を有しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第2条第1項の規定に該当する者

(3) 営業に関し、法律上許認可を必要とする場合においてこれを得ていない者

(指名競争入札参加者の資格要件)

第4条 市長は、前条に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格を別に定めるものとする。

(格付)

第5条 第1条第2項第1号の建物の管理業務のうち、建築物における清掃業務の委託契約に係る指名競争入札参加者に必要な格付は、次条第1項に規定する業務委託等有資格業者名簿に登載された者について、A及びBの2等級に区分するものとし、それぞれ等級ごとに必要な契約の履行能力等を勘案して別に定める格付基準に基づいて行うものとする。

2 次に掲げる者の格付は、前項に定める格付基準にかかわらず、Bの等級とする。

(1) 新たに指名競争入札に参加する資格があると認めた者

(2) 経営不振となつた者

3 第1項に規定する等級に係る発注の基準は、市長が別に定める。

4 第1項に規定する業務以外については、等級区分の格付は行わない。

(資格審査及び有資格業者名簿)

第6条 市長は、第2条第2項に規定する定時受付の期間内に申請書を提出した者について、提出された申請書及び添付書類の内容を審査し、物品の購入、売払い若しくは修繕又は製造の請負の契約に係る入札に参加する資格があると認めた者については鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿（以下「物品購入等有資格業者名簿」という。）に、物品の賃貸借又は業務の委託の契約に係る入札に参加する資格があると認めた者については鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿（以下「業務委託等有資格業者名簿」という。）に登載するものとする。

2 市長は、第2条第2項に規定する追加受付の期間内に申請書を提出した者又は同条第3項の規定により申請書を提出した者について、提出された申請書及び添付書類の内容を審査し、物品の購入、売払い若しくは修繕又は製造の請負の契約に係る入札に参加する資格があると認めた者については物品購入等有資格業者名簿に、物品の賃貸借又は業務の委託の契約に係る入札に参加する資格があると認めた者については業務委託等有資格業者名簿に追加して登載する。この場合において、同項第1号に該当して申請書を提出した者については、承継した営業の権利義務の範囲内で、当該入札に参加する資格を認めるものとする。

(名簿登載の通知)

第7条 市長は、前条の規定により確定した有資格業者名簿に登載されている者（以下「有資格業者」という。）に対し、登載した旨、次条に定める有効期間その他必要事項を通知するものとする。

(有効期間)

第8条 第6条第1項及び第2項の規定により有資格業者名簿に登載された者の有資格業者と

しての有効期間は、3年を超えない範囲内で市長が別に定める期間とする。

- 2 前項に規定する有効期間が経過する日において同日後に新たに有資格業者となる者がいないこととなる場合の同日において有資格業者である者に係る有効期間については、前項の規定にかかわらず新たな有資格業者の有資格業者名簿への登載がなされる日の前日までとする。

(実績等届出書等)

第9条 有資格業者は、定時受付を行う年度の翌年度及び翌々年度において実績等届出書等を提出しなければならない。

- 2 実績等届出書等は、別に市長が定めるものとする。

- 3 実績等届出書等を提出しない者は、有資格業者としての資格を停止できるものとする。

(有資格業者名簿の公表)

第10条 市長は、有資格業者名簿が確定したときは、速やかに公表するものとする。

(変更等の届出)

第11条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 代表者が死亡したとき その相続人

- (2) 法人の場合にあつては、合併により消滅したとき 当該法人の役員であつた者

- (3) 法人の場合にあつては、破産したとき 当該法人の破産管財人

- (4) 法人の場合にあつては、合併又は破産以外の事由により解散したとき 当該法人の清算人

- (5) 廃業したとき (一部を廃業したときを含み、前3号に該当するときを除く。) 本人 (法人の場合にあつては、当該法人の役員)

- 2 有資格業者は、次に掲げる事項について変更があつた場合は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 所在地

- (2) 商号又は名称

- (3) 法人の場合にあつては代表者の役職及び氏名、個人の場合にあつてはその者の氏名

- (4) その他市長が必要と認める事項

(入札参加資格の認定の取消し)

第12条 市長は、有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、その者に係る入札に参加する資格の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に該当することとなつたとき

- (2) 法人の場合にあつては、合併により消滅したとき

- (3) 法人の場合にあつては、破産したとき

- (4) 法人の場合にあつては、合併又は破産以外の事由により解散したとき

- (5) 廃業したとき (前3号に該当するときを除く。)

(6) 法人の場合にあつては、分割又は営業譲渡等により第6条の規定により認められていた資格を有しなくなったとき

(7) 不正の手段により入札に参加する資格の認定を受けたと認められるとき

(8) 入札に参加する資格の辞退の申出をしたとき

2 第4条に定める指名競争入札参加者の資格要件を満たさなくなったときは、その資格を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により入札に参加する資格の認定を取り消したときは、その旨を当該有資格業者に通知し、有資格業者名簿から削除するものとする。

(準用規定)

第13条 この要綱(第4条及び第5条を除く。)の規定は、随意契約の場合について準用する。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和62年12月1日から施行する。

(物件競争入札参加者の資格に関する要綱の廃止)

2 物件競争入札参加者の資格に関する要綱(昭和46年11月1日制定)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の物件競争入札参加者の資格に関する要綱第4条の規定により有資格者名簿に登載されている者は、第5条の有資格者名簿に登載されたものとみなし、これらの者に係る有資格者としての有効期間は、有資格者名簿に登載されたものとみなされた日から昭和63年3月31日までの期間とする。

付 則(平成8年5月28日一部改正)

この要綱は、平成8年5月28日から施行する。

付 則(平成10年10月30日一部改正)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

付 則(平成12年10月11日一部改正)

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

付 則(平成15年11月28日一部改正)

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

付 則(平成16年7月29日一部改正)

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

付 則(平成18年2月28日一部改正)

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

付 則(平成18年9月27日一部改正)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。